

国立大学法人群馬大学教職員表彰規則

平成16. 4. 1 制定
改正 平成19. 1. 1
平成26. 4. 1

(目 的)

第1条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第43条第2項の規定に基づき、国立大学法人群馬大学(以下「本学」という。)の教職員の表彰に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰を受ける者)

第2条 就業規則第43条第1項第1号に規定する表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 業務上有益な発明又は顕著な改良をした者
- (2) 顕著な教育・研究成果を上げた者
- (3) その他特に表彰に値すると認められる業績がある者

2 就業規則第43条第1項第2号に規定する表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に定める勤労感謝の日(以下「勤労感謝の日」という。)又は退職の日において、国及び地方公共団体の機関、国立大学法人、独立行政法人、国際機関並びに特殊法人等の職員(以下「官公庁等の職員」という。)としての在職期間(以下「勤続期間」という。)が20年以上であって、その勤続期間のうち、本学の教職員としての在職期間が10年以上あり、かつ、勤務成績が良好である者
- (2) 退職の日において、勤続期間が30年以上であって、その勤続期間のうち、本学の教職員としての在職期間が15年以上あり、かつ、勤務成績が良好である者

3 就業規則第43条第1項第3号に規定する表彰は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

- (1) 本学の業務に関し、特に他の模範とするに足りると認められる功労があった者
- (2) 災害又は事故の未然防止若しくはその拡大防止又は復旧作業等に特に功労があった者
- (3) 業務上の犯罪の未然防止又は犯罪者の逮捕を容易にさせる等その功労が顕著であった者
- (4) 社会的に功績があり、本学又は教職員の名誉となる行為のあった者

【一部改正】(19.1.1)

(表 彰)

第3条 前条第2項第1号に規定する表彰は、1人について1回とする。

(表彰状の授与)

第4条 表彰は、学部等の長の推薦に基づき学長が表彰状を授与することにより行う。

2 前項の表彰状に併せて、副賞を贈呈することができる。

【一部改正】(19.1.1)

(表彰の日)

第5条 表彰は、次の各号に掲げる日に行う。

- (1) 第2条第1項及び第3項に該当する者 その都度定める日
- (2) 第2条第2項第1号に該当する者 勤労感謝の日又は退職の日
- (3) 第2条第2項第2号に該当する者 退職の日

(勤続期間の計算)

第6条 第2条第2項第1号及び第2号に規定する勤続期間の計算は、表彰の属する月までに、官公庁等の職員として在職した期間のうち、国立大学法人群馬大学教職員退職手当規則(第10条第2項を除く。)に規定する勤続期間の計算によるものとする。

2 懲戒処分により減給及び停職された期間は、前項の規定に関わらず、在職期間から除算する。

(雑 則)

第7条 この規則に定めるもののほか、表彰の実施に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 国立大学法人法(平成15年法律第112号)附則第4条の規定により本学の教職員となった者の本学の成立の日の前日に群馬大学(本学に併設された旧短期大学部に在職した期間を含む。)教職員として在職していた期間は、第2条第2項の本学の教職員としての在職期間とみなす。

附 則

この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。